

令和8年5月調達分 「七尾市指定ごみ袋の外袋」広告主募集要領

1 目的

この要領は、七尾市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年七尾市告示第67号）に基づき、七尾市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例施行規則（平成18年七尾市規則第33号）に規定する家庭系の可燃性の一般廃棄物の搬出用に市長が指定する袋（以下「市指定ごみ袋」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

2 広告媒体の種類

種類	印刷組数（予定）	店頭販売開始時期（予定）
市指定ごみ袋 大・平型	150,000組	令和8年5月以降
市指定ごみ袋 中・平型	25,000組	
市指定ごみ袋 小・平型	6,000組	

※ 店頭販売開始時期は予定である。先行調達分の在庫がなくなり次第順次出荷される。広告が掲載されたごみ袋が実際に店頭に並ぶ時期を確約するものではない。

※ 広告掲載の終了時期は、店頭在庫がなくなるまでとなる。

※ 販売状況により店頭で新旧の在庫が混在することがある。場合によっては、同時期に広告主が異なるごみ袋が販売されることがある。

3 広告の掲載位置、規格等

(1) 外袋の表面に掲載します。

(2) 広告の文字色、サイズは次のとおりです。

種類	広告文字色	広告枠のサイズ
市指定ごみ袋 大・平型	白地に青色	概ね 横187mm・縦74mm
市指定ごみ袋 中・平型		概ね 横165mm・縦65mm
市指定ごみ袋 小・平型		概ね 横128mm・縦50mm

4 広告掲載料 1枚400,000円

5 広告の作成

広告主が、掲載サイズ内で広告原稿を作成し、電子データ及び紙で提出する。

6 募集対象 県内に住所又は事業所を有する事業者

7 応募上の注意

掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 市の印刷物等の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動若しくは個人的宣伝、意見広告その他これらに類するもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 市民に不利益を与えるおそれのあるもの
- (6) 虚偽または誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (7) その他、掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

掲載に適すると認められる応募が、募集した枠数を超える場合は、抽選により決定する。

8 募集期間 令和7年12月5日 から 令和8年1月8日 まで

9 提出書類

- (1) 七尾市広告掲載申込書(様式第1号)
- (2) 広告原稿を添付

10 提出方法

- (1) 持参する場合・・・窓口での受付は、募集期間内の平日、午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 郵送の場合・・・一般書留又は簡易書留を利用すること。なお、締め切りを過ぎて到着したものは失格とする。
また、封書に「指定ごみ袋広告掲載申込書」である旨を記載するものとする。

11 提出先、問い合わせ先

〒926-8611 石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地
七尾市市民生活部環境課(本庁1階)(担当:門下、山口)
TEL. 0767-53-8421